

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第3回） 議事要旨

1 日 時 平成20年2月1日（金） 9時00分から11時45分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会） 矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（群馬行政評価事務所） 熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案4件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

また、前回までの審議において申立期間の国民年金保険料は納付されたと認められるとの方向性が確認されていた1件及び記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

(2) 厚生年金の申立事案3件についての審議を行った。

前回までの審議において、記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持されたほか、新たに1件について、保険料が控除されていた事実が認められず、かつ、事業主による正しい届出又は保険料納付が行われていたとは認められないため、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

また、1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、2月8日（金） 9時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第4回）議事要旨

1 日 時 平成20年2月8日（金）9時00分から11時45分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案9件についての審議を行った。

1件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた2件について、その方向性が維持されたほか、新たに5件について、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 次回は、2月13日（水）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第5回） 議事要旨

1 日 時 平成20年2月13日（水）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、原澤委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 厚生年金の申立事案の審議

(2) 国民年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 厚生年金の申立事案3件についての審議を行った。

前回までの審議において、政府における対応を待って検討することとされていた1件について、事業主により正しい届出又は保険料納付が行われていたかは不明であるものの、申立人の給与からの保険料控除は認められるとして、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

また、前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持されたほか、1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 国民年金の申立事案8件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

2件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、2件については、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

2件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、2月19日（火）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第5回） 議事要旨

1 日 時 平成20年2月14日（木）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案8件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、2件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定された

また、前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持されたほか、新たに2件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

さらに、1件について、申立期間の国民年金保険料は免除されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、2件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案6件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、2件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

また、前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた2件について、その方向性が維持されたほか、2件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、2月21日（木）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第6回） 議事要旨

1 日 時 平成20年2月19日（火）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案9件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、2件について記録の訂正を不要とする決定がなされた。

前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた3件について、その方向性が維持されたほか、新たに3件について、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案5件についての審議を行った。

前回までの審議において、政府における対応を待つて検討することとされていた1件について、申立人の給与からの保険料控除は認められるものの、事業主による保険料納付は行われていないものとして、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

また、前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた3件について、その方向性が維持されたほか、1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、2月26日（火）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第6回） 議事要旨

1 日 時 平成20年2月21日（木）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 3階前橋地方法務局研修室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案11件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

また、前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持されたほか、新たに4件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとは認められず、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

さらに、1件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、3件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案5件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

1件について、事業主により正しい届出又は保険料納付が行われていたかは不明であるものの、申立人の給与からの保険料控除は認められるとして、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されたほか、前回までの審議において同様の方向性が確認されていた1件についても、その方向性が維持された。また、1件について、給与からの保険料控除は認められるが、事業主による保険料納付は行われていないものとして、同じく、特例法により、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

1件については、保険料が控除されていた事実が認められず、かつ、事業主による正しい届出又は保険料納付が行われていたとは認められないため、記録の訂正を要しないとの方向性が確認

された。

(3) 次回は、2月28日（木）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
後日修正の可能性あり

年金記録確認群馬地方第三者委員会第二部会（第7回） 議事要旨

1 日 時 平成20年2月26日（火）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）矢田部会長、峰岸部会長代理、田中委員、原澤委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案12件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、2件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定されたほか、1件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

2件について、申立期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた4件について、その方向性が維持されたほか、新たに3件について、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

(2) 厚生年金の申立事案7件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、2件について、記録の訂正を不要とする決定がなされた。

また、前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた3件について、その方向性が維持されたほか、新たに1件について、申立人の給与から保険料が控除されていた事実が認められず、かつ、事業主による正しい届出又は保険料納付が行われていたとは認められないため、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、3月7日（金）13時から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認群馬地方第三者委員会第一部会（第7回） 議事要旨

1 日 時 平成20年2月28日（木）13時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚部会長、丸橋部会長代理、高橋委員、保坂委員

（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

(1) 国民年金の申立事案の審議

(2) 厚生年金の申立事案の審議

(3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案7件についての審議を行った。

前回までの審議において確認されていた方向性を踏まえ、1件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案が決定された。

また、前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持された。

さらに、前回までの審議において申立期間に係る記録を訂正する必要があるとの方向性が確認されていた1件について、その方向性が維持されたほか、新たに1件について、申立期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

3件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案4件についての審議を行った。

前回までの審議において記録の訂正を要しないとの方向性が確認されていた2件について、その方向性が維持されたほか、新たに1件について、保険料が控除されていた事実が認められず、かつ、事業主による正しい届出又は保険料納付が行われていたとは認められないため、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

1件については、更に調査すべき事項が認められたため、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、3月6日（木）13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室
後日修正の可能性あり 〕